

平成26年度 学校運営の指針

大阪市立学校活性化条例第2条に基づき、同条例及び大阪市教育行政基本条例並びに大阪市教育振興基本計画を踏まえ、「学校運営の指針」を策定する。

めざすべき目標像

全ての子どもたちが学力を身につけながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うようになることをめざす。

そのために、社会が多様化し激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等を踏まえ、子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えるようにする。

基本となる考え方

- ・ 一人一人の子どもを、個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重するとともに、自由と規範意識、権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、グローバル化が進む国際社会において力強く生き抜くことができる人間としてはぐくむこと
- ・ 子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること

「運営に関する計画」を定めるに当たって

本市では、大阪市教育行政基本条例の前文に基づき、「大阪市教育振興基本計画」において、「めざすべき目標像」とその達成に向けて教育に携わるすべての人々が共有すべき「基本となる考え方」を掲げるとともに、それを達成できるよう、改革の方向性と施策の内容を定めた。

各学校園は、「運営に関する計画」を策定するに当たり、「大阪市教育振興基本計画」を踏まえ、校園長のリーダーシップとマネジメントにより主体性を発揮するとともに、保護者等の願いや思いをくみ取ることを通じて、各学校園・各地域の実情に応じた特色ある教育実践を創造し、創意工夫をこらした学校運営を進めるよう取り組まれない。

また、「運営に関する計画」の策定・実施に際しては、次に掲げる事項に十分に留意することにより、学校運営における PDCA サイクルを確立し、教育活動の計画的な実践と評価結果を踏まえた改善を図るとともに、開かれた学校運営の理念のもと、結果を公表する等により説明責任を果たし、保護者・地域住民その他の学校関係者の理解・協力を得られるよう努められない。

【留意事項】

- ① 大阪市教育振興基本計画を踏まえ、校園長の権限と責任において、各学校園の幼児・児童・生徒の実態に応じて目標を設定すること。その際、昨年度の学校評価の成果と課題に基づいて、今後の見通しを持った目標となるように留意すること。なお、大阪市教育振興基本計画よりもさらに高い水準の目標を設定することもできる。
- ② 上記①の目標を達成するため、それぞれの校園の幼児・児童・生徒の実態に応じて、創意工夫をこらした取組内容を設定すること。その際、学校独自の取組も積極的に設定し、特色ある学校づくりを進めること。
- ③ 評価方法を検討・選定し、達成水準を加えた指標を設定すること。年度の間及び年度末には、その指標に沿って具体的に目標・取組の成果や進捗を評価すること。また、目標の達成状況を確認し、取組内容のあり方について振り返るとともに、それらを踏まえて次期の改善点や課題を設定すること。

大阪市教育委員会
平成 26 年 4 月